

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长	平成29年5月15日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
京都市南区西九条森本町65番地	洛陽交通株式会社 取締役社長 索田 昌宏 電話 075 - 691 - 8104

主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業						細分類番号	4	3	2	1	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ											
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで											
基本方針	平成23年度から平成25年度の平均の排出量を基準に平成28年度の温室効果ガス排出量を0.7%以上削減する。											
計画を推進するための体制	社長を統括環境保全管理者とする環境保全活動推進部を設置し、環境保全に向けた実施計画を推進する。											
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率						
	事業活動に伴う排出の量	4,392.0 トン	4,182.2 トン	3,963.6 トン	3,819.2 トン	-9.2 パーセント						
	評価の対象となる排出の量	4,536.9 トン	4,182.2 トン	3,963.6 トン	3,819.2 トン	-12.1 パーセント						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	乗務員減少に伴い、消費燃料数が減った為、排出量が減った										
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率					
	営業車	事業活動に伴う排出の量 走行キロ ÷ 10,000	3.15	3.21	3.20	3.20	1.69 パーセント					
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント					
	実績に対する自己評価	従業員全員によるエコドライブ意識で現状維持										
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考							
	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント								
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	現状の体制を維持しつつ、全従業員へのエコドライブ意識の向上をめざす。										
	(27)年度	現状の体制を維持しつつ、全従業員へのエコドライブ意識の向上をめざす。										
	(28)年度	現状の体制を維持しつつ、全従業員へのエコドライブ意識の向上をめざす。										
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	自動車通勤上限6千円、電車バス通勤上限1万5千円、徒歩、自転車は不支給だった通勤手当を、電車バス通勤上限1万5千円、その他は距離に応じ、上限6千円に変更した。										
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	自動車通勤から電車バスにする者、及び自転車通勤に数名変更した。										
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考							
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	トン	トン								
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	トン	トン								
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	トン	トン								
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン								
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン								
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	全従業員が京エコドライバーズ宣言に登録し、エコドライブを推進している。											
特記事項												

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。